

第3回 SCS評価制度運営審議委員会 議事要旨

1. 日時

2026年9月11日（金）9時00分～11時00分

2. 場所

オンライン形式

3. 議題及び議事内容

(1) ★3・★4 受付開始時期について（審議事項 1）

- ・ ★3・★4 受付開始時期や開始に向けた想定スケジュールについて事務局から説明を行い、内容について合意した。

(2) 要求事項・評価基準の軽微な修正について（審議事項 2）

- ・ 要求事項・評価基準の一部に軽微な修正を加えることについて事務局から説明を行い、内容について合意した。
- ・ 委員から頂戴した主なコメントは以下のとおり。

〔委員会での主な意見〕

今回の要求事項・評価基準の修正方針である、「評価基準に含まれる例外適用に関する記載を、セキュリティの動向、有識者や制度に関わる皆様のご意見を踏まえつつ、柔軟に見直すことを目的に解説書に移行させる」ことについて、次の意見をいただいた。

- 修正により評価基準を緩和したと誤解されるおそれがある。緩和したわけではないということを理解してもらえるように、評価基準だけでなく「★3・★4 要求事項・評価基準解説書」の記載と併せて確認するよう周知すべきである。
- 評価基準の記載に対する例外適用措置を認めることが、本来目指すべき登録希望組織のセキュリティレベルの低下につながらないよう、評価用ガイド類の記載を工夫すべきである。

(3) 評価用ガイド類について（審議事項 3）

- ・ 評価用ガイド類の作成方針及び評価用ガイド類を作成するにあたり特に委員に意見を求める事項について事務局から説明を行い、内容について合意した。
- ・ 委員から頂戴した主なコメントは以下のとおり。

〔委員会での主な意見〕

評価用ガイド類の公表に向けた品質の向上及び公表後の改善について、次の意見をいただいた。

- 現在公表されている要求事項・評価基準の記載のみでは判断に迷う箇所が多いため、混乱を避けるためにも評価用ガイド類の精度を向上させることが重要である。

- 制度の更なる普及に資するため、評価用ガイド類公表後の説明対応や、寄せられた意見を踏まえた改善を的確に実施すべきである。
 - 登録希望組織等による制度対応における AI の活用を見据え、近い将来、機械可読性も考慮した評価用ガイド類の形式を検討すべきである。
- ★4 第三者評価ガイドの「2.10 実地審査」について、次の意見をいただいた。
- ★4 の第三者評価では、すべての要求事項を実地審査することは工数面で困難であるため、実地審査の対象項目を選定することが想定される。第三者評価で確認が容易な項目に偏ることを防ぎ、その実効性を確保する観点から、実地審査を必須とする項目を制度運営機関が毎年見直した上で公表することを基本とし、具体的な項目及び項目数について検討されたい。
- ★4 第三者評価ガイドの「2.11 不適合の指摘及び改善」について、次の意見をいただいた。
- 第三者評価の結果、不適合があった場合に評価機関が行える対応の範囲や、評価機関と登録希望組織との役割分担を明確にすべきである。評価機関が行えることは、登録希望組織が自ら改善策を判断・実施するための一般的な情報提供に限られるべきであり、無償・有償を問わず、評価機関が登録希望組織に代わって不適合の改善対策を決定または実施すること、及び特定の製品の導入を求めることは認められない旨を、制度として明確に発信してほしい。

(4) 手引・解説書の作成報告（報告事項 1）

- ・ 「★3・★4 登録申請の手引」及び「★3・★4 要求事項・評価基準 解説書」の作成状況について事務局から報告を行った。

(5) 指定委員会の開催報告（報告事項 2）

- ・ 指定委員会の開催状況について事務局から報告を行った。

(以上)